

愛知学院大学学生心得規程 (昭和28年4月制定 平成14年4月改訂 平成22年2

月改訂)

(1) 学生証等に関するもの

- 1 通学の際は必ず学生証を携帯して、随時の検閲に応じなければならない。学生証を携帯しないときは、教室・研究室・図書館等の出入り、又は厚生保健施設を利用することが出来ない。なお春・秋学期試験(追・再試及び定期外試験を含む)に学生証を携帯しない者は受験を許さない。
- 2 学生証を紛失したときは直ちに交付者(学生部学生課)に所定の発行料を添えたくえ届出て、再交付を受けなければならない。
- 3 本学の学籍を離れたとき、または紛失した学生証が発見されたときは、旧学生証を直ちに交付者(学生部学生課)に返納しなければならない。
- 4 学生旅客運賃割引証を使用し旅行するときは、必ず学生証を携帯しなければならない。学生旅客運賃割引証の使用にあたっては、割引証の裏面「注意事項」を熟読し、これに違反してはならない。なお不正使用の場合は、それ以後一定期間学割の交付が停止される。
- 5 通学の際は、本学の学生として品位のある服装をなし、本学学生の体面を汚さぬようにしなければならない。
- 6 講義中は静粛を旨としなければならない。
- 7 喫煙は所定の場所以外ではしてはならない。
- 8 住所は学生課まで届出なければならない。住所変更があったときは、ただちに学生課に届出を要する。

(2) 課外活動に関するもの

- 9 大学における課外活動は、あくまで大学教育の究極目標である人間形成のための正課を補充する教育の一環であるから、学生はよく大学の教育指導に従い、以下の事項を守らなければならない。
- 10 学生団体を設立するには次の事項を記載した会則を作成することを要する。
(1) 目的 (2) 名称 (3) 運営組織 (4) 学生責任者 (5) 部員 (6) 経費
- 11 学生団体の設立には、その責任者が学生団体設立願に会則を添付して、学生部長に提出し、その許可を得なければならない。
- 12 一、学生団体には、必ず学生の責任者を置かなければならない。二、学生団体の責任者は、常に次の事項に関する学内の定めを守らなければならない。
(1) 部員の登録(課外活動継続願) (2) 部室の管理 (3) 集会・行事ならびに学内施設物使用 (4) 掲示・その他の文書 (5) 印刷物の発行および配布 (6) 合宿 (7) 課外活動による出場(試合)願、報告書
- 13 学生団体には、顧問若しくは部長を置かなければならない。顧問若しくは部長は本学の専任教職員の中から学長が委嘱する。
- 14 学生団体が次の事項を行う場合は、その十日以前に目的、日時、場所及び参加人員等をもってその責任者から学生部長に願出てその許可を得なければならない。
(1) 示威運動 (2) 投票 (3) 署名運動 (4) 世論調査 (5) 拡声器の使用など高音を伴う広報活動等。
- 15 学外において本学の名称を使用して、団体活動または掲示をしようとするときは、その責任者は必要事項を具し事前に学生部長に願出て、その許可を得なければならない。

16 学生団体が学外団体に参加しようとするときは、その参加しようとする団体の名称、目的、会則及び会役名をその責任者から願出で学生部長を経て学長の許可を得なければならない。前項の事項に変更を生じた場合は、その団体の責任者は、速やかに学生部長を経てこれを学長に報告しなければならない。

17 ① 各学生団体の加入希望者に対しては、規約（少なくとも主要項目）を印刷した加入申込書を作成し、加入希望者に団体の内容を熟知せしめ、その署名を得なければならない。

② 学生団体所属員の登録は、毎年度初めに行うものとし、その願出は、遅くとも毎年5月10日までに、学生団体の責任者が顧問若しくは部長の承認を得て、学生部長に提出しなければならない。

③ すでに登録された者でも、登録の取消しを希望する者に対しては、無条件でこれを認めなければならない。

④ 学生団体所属員の登録の願出のない者は、その所属員とみなさない。

⑤ 学生団体の責任者は、本条第二項の登録以後に所属員の変動があった場合はその都度学生部長に届け出なければならない。

⑥ 学生団体の責任者に変更があった場合には、新任の責任者から、速やかに学生部長に届け出なければならない。

18 規約の変更を要するときは、事前にその事由を学生部長に願出で、その許可を得なければならない。

19 学生団体の責任者は、団体活動を停止し、または団体を解散した場合は、その理由を付して学生部長に報告しなければならない。

20 学長は、団体および部員の活動が本学の建学の精神に反し、または学内・部内の秩序を乱し、本学の機能を阻害するおそれがあると認めるときは、団体の活動停止または解散、あるいは部員の活動停止または退部を命ずることができる。

21 学生団体の予算および決算報告書は、定時に顧問若しくは部長の承認を経て学生部長に提出しなければならない。

22 ① 学生団体の個室（以下部室と称する）はその責任者が管理することとし、その責任者名は常に学生部長に届け出なければならない。部室の入口には、責任者名を明示しなければならない。

② 錠前は団体の責任において設備するものとし、破損、紛失の場合は修理補充し、合鍵一個は火災その他緊急事態に備えて学生課に寄託しなければならない。

③ 鍵の保管は、各団体の実情に適した方法を定め、部室使用時以外は厳重に施錠の上、盗難予防に努めなければならない。

23 ① 部室にあるロッカー、書棚、机、椅子その他器具など常備のものは、目録を作り、学生課に提出しなければならない。

② 部室における備品、器具、設備等の破損修理については、大学側の責任によるもの又は不可抗力によるもの以外は、各団体の責任において行わなければならない。

24 ① 学生団体の部室における電気使用料は、大学が負担する。

② 蛍光灯の補充は大学で行うが、故意に破損した場合はこの限りでない。

③ 電熱器およびその他の火器類の使用は、絶対に禁止する。

④ 喫煙は、所定の場所以外ではしてはならない。部室内は禁煙とする。

25 部室使用時間は、原則として8時30分より20時までとする。止むをえず20時以降にわたって使用する場合は事前に学生部長に願出で、その許可を得るものとし、守衛長へあらかじめ連絡しなければならない。

26 ① 部室の割当は、学生部長が行う。

② 学生部長は前条までの使用規程に違反し、重大な事故のあった団体に対しては、部室の使用を取消すことがある。

(3) 集会等に関するもの

27 学生団体が課外活動の目的で集会または行事を行おうとする場合は、その場所が学内、学外いずれであるかを問わず、事前に学生部長に願出て、その許可を得なければならない。

28 学生団体が本学の建物・施設・備品等を正規授業以外の目的で使用するときは、使用七日以前に当該責任者より、学生部長に願出て、その許可を得なければならない。

29 学生団体が、次の条項に該当する集会を行おうとするときは、その集会の2週間以前に責任者より学生部長に願出て、その許可を得なければならない。

(1) 普通集会

(2) 学生集会

(3) 大学祭

(4) 新入生歓迎会

(5) 卒業生予餞会

(6) 特殊集会（講演会・研究会・討論会・交歓会・展覧会・発表会・演奏会・公演会・映画会・ダンスパーティー等）

(7) 合宿及び団体旅行

(8) 対外試合または学外集会参加

30 学生団体の集会または行事を学外の団体と共催で行おうとする場合は、学外の団体との交渉にさきだち顧問若しくは部長（その指導機関）の承認を得た上で、次の諸点を明示した書類を具し、学生部長に願出て、その許可を得なければならない。

(1) 主催団体名・責任者名

(2) 目的

(3) 経費分担等の取り決め

(4) 行事の概要

(5) 日時・場所

31 学生部長は既に許可した集会であっても、次の条項に該当すると判断したときはその集会許可を取消すことがある。

(1) 法律・政令・条例その他法令に反するとき

(2) 学園の秩序を乱すおそれがあるとき

(3) 学生としての本分に違反するおそれがあるとき

(4) 掲示等の取扱いに関するもの

32 学生の掲示物は、大学の指示する専用掲示板を使用するものとし、その掲示にあたっては学内の美化に反しないよう心がけなければならない。

33 学生が掲示物を掲示しようとする場合は、学生部長に願出て、その許可を得なければならない。

34 掲示物には、常に団体の名称及び責任者名を明示しなければならない。同一内容の掲示は、原則として七枚以内に限定し、同一箇所への貼付は一枚に限る。用紙の規格はB紙半紙とする。

35 掲示は原則として7日以内とし、その期間の経過したものは責任者に於いて速やかに撤去しなければならない。

36 立看板による掲示は、原則として全学生を対象とするものに限る。その掲示にあたっては、次の条項に従わなければならない。

(1) 立看板は大学備えつけのものを使用するものとし、その個数は五個以内とする。

(2) 立看板は他の団体に転貸してはならない。

(3) 掲示責任者は、期限後ただちに立看板を大学に返還しなければならない。

37 印刷物の発行および配布、旒旗、垂幕、その他の広告類並びに物品の販売等については、掲示の場合に準じてその手続きをとらなければならない。

38 以上の規程以外の学生の課外活動については、学生部長が必要と認めるときは、この規程を準用する。27項の集会については暫定措置として許可制から届出制となっているが、少なくとも2日以前に、所定の用紙によって学生部長に届けなければならない。なお、集会には次の事項が厳守されること。

①明確な目的を有すること。

②秩序正しく行うこと。

③時間・場所等を守ること。

④授業に支障をきたさないこと。